

「現場技術業務民間競争入札実施要項(案)」及び「発注者支援業務(監督支援業務)民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応
 意見募集期間: 令和5年9月29日～令和5年10月12日

別紙

項	資料名	項目	御意見の概要等	回答	修正有無	修正内容
1	現場技術業務民間競争入札実施要項案	3-1 単体企業(4)	14ページの10行目「且つ」は「かつ」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	御意見のとおり修正します。	有	「かつ」に修正
2	現場技術業務民間競争入札実施要項案	11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項(3)イ	40ページの最下行の5行上「会計検査院法」の法律番号を記載したほうがよい。他の箇所の例と同様に。	御意見のとおり修正します。	有	「会計検査院法(昭和22年法律第73号)」に修正
3	現場技術業務民間競争入札実施要項案	4 入札に参加する者の募集に関する事項(15)イ	26ページの3行目「翌日から」は「翌日から起算して」のほうがよい。24ページの例と同様に。	御意見のとおり修正します。	有	「翌日から起算して」に修正
4	発注者支援業務(監督支援業務)民間競争入札実施要項案	5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(1)(8)	28ページの11.(1)の2行目「以下」は、前段の22ページの(8)の7行目「監理委員会」は対象外なのか?	22ページを「官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)、28ページを「監理委員会」に修正します。	有	22ページを「官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)、28ページを「監理委員会」に修正
5	発注者支援業務(監督支援業務)民間競争入札実施要項案	1-2-5 費用負担等に関するその他の留意事項(2)	6ページの9行目「その類似」は「その他類似」の誤記ではないか?	御意見のとおり修正します。	有	「その他類似」に修正
6	発注者支援業務(監督支援業務)民間競争入札実施要項案	別紙-2. 各申請書類の様式例	32ページの枠囲い部分の最下行の2行上「第70条」は「第70条及び第71条」のほうがよい。6ページの3.の3-1.(2)の記載と同様に。	御意見のとおり修正します。	有	「第70条及び第71条」に修正
7	発注者支援業務(監督支援業務)民間競争入札実施要項案	3-5. 配置予定管理技術者に関する要件(2)	・11ページの最下行の7行上「当該休業の期間に」は「当該休業に」のほうがよい。同8行上の定義によると、「休業」は「休業期間」を意味しているのだから。 ・11ページの最下行の5行上「休業」は「当該休業」のほうがよい。	御意見のとおり修正します。	有	「当該休業の期間に」は「当該休業に」に修正 「休業」は「当該休業」に修正
8	現場技術業務民間競争入札実施要項案 発注者支援業務(監督支援業務)民間競争入札実施要項案	—	外国企業参入に規制を設けてください。	御意見として伺います。	無	—
9	現場技術業務民間競争入札実施要項案	—	他省庁と比較して入札公告の時期が遅いので、人材確保の観点から「発注の見通しに関する事項の公表」を早めに御願いたい。また、一部の業務では既に実施されているが、発注予定情報に「想定している技術者の人数」の記載を御願いたい。	「発注の見通しに関する事項の公表」については、可能な限り速やかな公表に努めます。また、想定している技術員の記載については、今後の参考とさせていただきます。	無	—
10	現場技術業務民間競争入札実施要項案	—	若手技術者育成のため、受注者の負担で経験年数が乏しい若手技術者を教育のため配置を希望する場合がある。前提として仕様書等で求められている資格を満たす現場技術員を求められる人数分配し、業務の成果面で問題がないと判断される場合で、執務スペース等に問題なく発注者の了解を得られた場合になる。その場合にAGRISにも該当若手技術者を登録し、各種資格試験を受験する上で必要な経験年数に算定できるようにしたい。	本実施要項案への直接のご指摘ではないとお見受けいたします。	無	—

項	資料名	項目	御意見の概要等	回答	修正有無	修正内容
11	現場技術業務民間競争入札実施要項案	3-5 配置予定の技術者の資格要件(1)イ(ウ)	若手育成と人材確保のため、現場技術員(C)は技術士に加えて「農業部門(農業土木又は農業農村工学)又は当該業務に該当する技術部門(選択科目)の技術士補または技術士補となる資格(技術士第一次試験の合格者あるいはそれと同等と認められる者)」まで拡大しても良いのではないかと？	御意見として伺います。	無	—
12	現場技術業務民間競争入札実施要項案 発注者支援業務(監督支援業務)民間競争入札実施要項案	—	請負工事においては、工事請負契約書 第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)のスライド条項により、賃金または物価の変動により請負代金額が不相当となった場合の請負代金額の変更のための規定が整えられています。但し、現場技術業務及び発注者支援業務等においてはこのような規定が整備されていません。現場技術業務及び発注者支援業務等の複数年対象業務においては、契約当初年度の労務単価が次年度以降も適用されており、2年度目以降の業務において労務単価の上昇等が反映されない状況となっております。一方、近年の公共工事労務単価は上昇しているとともに、政府による賃上げの要請や政策により受注会社各社においても従業員の給与アップに取り組んでいるところであります。つきましては、複数年対象業務における2年度目以降の現場技術業務及び発注者支援業務等において、請負工事と同様スライド条項の規定の整備をお願いいたします。	御意見としてお伺います。 現在、業務請負契約書に「スライド条項」に関する規定はされていないところで。	無	—
13	現場技術業務民間競争入札実施要項案	2 実施期間に関する事項	2または3ヶ年の複数年契約において、2年目以降の技術者単価が変更できるよう工事請負契約書第26条と同様に現場技術業務請負契約書にもスライド条項の追加をお願いします。 5-1(7)賃上げを実施する企業に対する加点措置において、労務賃金スライドができないことで賃上げ原資を圧迫している。	御意見として伺います。 現在、建設コンサルタント業務の業務請負契約書に「スライド条項」に関する規定はされていないところで	無	—
14	現場技術業務民間競争入札実施要項案	3-5 配置予定の技術者の資格要件(1)イ(イ)(ウ)	技術士と1級土木施工管理技士が資格要件で重なっているため、現場技術員Cから削除をお願いします。 現場技術員Cにおいて、技術士と1級土木施工管理技士を妨げるものではない場合は、その他監督職員が認めるものと明示していただきたい。 重複したままの実施要領の場合、発注時に安価な現場技術員C(技術員単価)が採用される可能性が高くなります。 資格に対する適性な技術者単価の採用をお願いします。	御意見として伺います。 現場技術員の単価については、業務の内容に応じて決定しているところで。	無	—
15	現場技術業務民間競争入札実施要項案	4 入札に参加する者の募集に関する事項(16)	特に9落札予定者の決定:令和5年2月中旬～令和5年3月上旬に落札予定者を通知するよう徹底をお願いします。	落札者の決定については、可能な限り速やかに通知するよう努めます。	無	—